

## グループ指定制度について

S&P グローバル・レーティングは、平成 23 年 1 月 1 日より開始された無登録格付の説明事項に係るグループ指定制度に伴い、以下の法人を S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社の特定関係法人として金融庁長官より指定を受けています(令和元年 12 月 19 日金融庁告示第 37 号)。指定の有効期間については、2 年間(令和 2 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日まで)です。

指定された特定関係法人の商号 [主たる事務所の所在国]

- Standard & Poor's Financial Services LLC [アメリカ合衆国]
- S&P Global Ratings Argentina S.R.L., Agente de Calificación de Riesgo [アルゼンチン]
- S&P Global Ratings Maalot Ltd [イスラエル]
- S&P Global Ratings Australia Pty Ltd [オーストラリア]
- S&P Global Canada Corp. [カナダ]
- S&P Global Ratings Singapore Pte. Ltd. [シンガポール]
- S&P Global Ratings Hong Kong Limited [中華人民共和国 香港特別行政区]
- Taiwan Ratings Corporation [台湾]
- Standard & Poor's Ratings do Brasil, Ltda. [ブラジル]
- S&P Global Ratings, S.A. de C.V.[メキシコ]
- S&P Global Ratings Europe Limited [アイルランド、イタリア、英国、アラブ首長国連邦、ドイツ、ロシア、スペイン、南アフリカ共和国、スウェーデン、フランス]